

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

(結果欄の記載方法)

○、△、×のいずれかを記入

○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの

△:検討中 検討中のもの

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

対象	岐阜市の土地
監査実施年度	令和3年度
包括外部監査人	竹中 雅史
提出日(最新提出日)	令和5年3月31日
監査委員公表日	令和5年8月3日

令和4年末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
136	21	36	193

指摘及び意見	種別	措置状況(令和4年度末)	結果欄	部	課	本編頁
<場外駐車> 場外にはみ出して駐車することが恒常的であるとしたら、利用車数に比して駐車スペースが不足していると思われるため、駐車スペースを拡張することが望ましい。	意見	長住町…放置原付の対策を継続している。樹木の伐採や舗装の改善により収容台数を向上できるよう、計画を策定している。 手力…利用状況調査の結果、駐輪スペースが不足している可能性があるため、増設を検討する。スペース確保のため、自転車駐車場の適地調査を実施中である。また、名鉄への協力依頼を引き続き行う。 長森…R5に改修を計画している。	△	基盤整備部	土木管理課	46
<屋外体育施設における花壇の設置> 花壇の設置者を調査し、撤去を求めるか、地方自治法第238条の4第7項及び岐阜市公有財産規則第21条第7号による使用許可に向けた手続の履践を求めるべきである。	指摘	厚八運動場は、岐阜市と岐南町が共有しており、管理については岐南町が指定管理者として行っている。花壇の設置者は岐南町であり、適切に管理されていることを確認した。なお、花壇の不適切な利用については、指定管理者へ指導し是正させた。	○	ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課	62
<屋外体育施設における小屋の設置> 物置の設置者を調査し、撤去を求めるか、地方自治法第238条の4第7項及び岐阜市公有財産規則第21条第7号による使用許可に向けた手続の履践を求めるべきである。	指摘	厚八運動場は、岐阜市と岐南町が共有している。管理は、岐南町が指定管理者として行っている。物置の設置については、岐南町が、岐南町所定の手続きに則り設置者からの申請に基づき、許可を与え使用させていることを確認した。	○	ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課	67
<普通財産における建物等の設置> 建物、アスファルト舗装、倉庫等の設置者を調査し、撤去を求めるか、普通財産の貸付手続の履践を求めるべきである。	指摘	建物については、関係部署と所管換え手続きを行い、適切な状態に整理をした。その他倉庫等については、貼り紙や、隣接地権者・地元自治会等からの聞き取りにより所有者の特定を行っている。	△	行政部	管財課	67
<子ども遊び場における工作物の設置> 工作物の設置者を調査し、撤去を求めるか、地方自治法第238条の4第7項及び岐阜市公有財産規則第21条第7号による使用許可に向けた手続の履践を求めるべきである。	指摘	改めて調査を行ったところ、工作物が設置してある土地は、子ども遊び場の敷地外であることが判明した。	○	子ども未来部	子ども支援課	71
<子ども遊び場における無断駐車> 車両所有者に撤去を求めるとともに、無断駐車されないようロープを張る等の措置を講じるべきである。駐車を容認するのであれば、子ども遊び場を廃止して普通財産とした上で、駐車場としての貸付手続の履践を求めるべきである。	指摘	指摘のあった子ども遊び場については、令和4年度をもって廃止したため、令和5年度において普通財産とし管財課に所管替える予定。	△	子ども未来部	子ども支援課	90
<未利用地の恒常的な通行使用> 違法に通行されている状態を是正すべく、貸付手続の履践を求めるべきである。	指摘	岐阜大学の通路として利用されていた土地について測量を実施し境界を再確認したところ、当該通路は岐阜大学の所有地であることが判明し、問題がないことが判明した。ほか旗竿地については、過去の経緯の調査を進めている。	△	行政部	管財課	92
<不明者による使用> 貸付先の連絡先が分からなくなることがないように管理すべきである。	指摘	関係部署等に聞き取りを行ったが使用者の特定に至らなかったため、現地に看板を立て調査を行っている。確認でき次第、新たに契約を締結する予定である。	△	行政部	管財課	93
<運用に関するルールの充実及び公表> 「岐阜市指定管理者制度事務取扱要領」について、行財政改革課が所管課に宛てて事務手続を示すものではなく、応募者及び指定管理者に向けて、特に問題になる間接経費、再委託、自主事業等に関するルールを定めたり、指定管理者に具体的に求めることを定めたりする等により充実させることが望ましい。熊本市の指定管理者制度運用マニュアルが参考になる。	意見	他都市の指定管理者制度運用マニュアル等に関する情報収集を行った。引き続き、「岐阜市指定管理者制度事務取扱要領」の内容を充実させるための取組みを進めていく。	△	財政部	行財政改革課	103
<ながら川ふれあいの森のあり方> 受益者負担の原則から、入園料を徴収することが望ましい。せめて寄付金ボックスを置くことが望ましい。	意見	入園料(使用料)の設定について、令和5年3月改定の「公の施設の使用料算定基準」を踏まえて検討した結果、現行のままの無料とした。なお、使用料(入園料)が適正か否かの見直しを原則、3年ごとに行う。	×	経済部	農林課	106
<低利用の自転車駐車場> 利用率を調査の上、いずれか一方で足りるのであれば、もう一方は廃止して返還すべきである。	指摘	利用者調査の結果、賃借している2筆のうち一方で足りると判断できたため、1筆返還に向けて交渉中である。	△	基盤整備部	土木管理課	116
<フィールドかけぼらの設置根拠> フィールドかけぼらは、岐阜市屋外体育施設条例の定める屋外体育施設に加えるか、余熱利用施設条例の定める施設に加えるべきである。	指摘	岐阜市屋外体育施設条例(平成17年岐阜市条例第64号)に「フィールドかけぼら」を位置付けるため条例改正を行った。(令和5年4月1日から施行)	○	ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課	121

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

(結果欄の記載方法)

○、△、×のいずれかを記入

○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの

△:検討中 検討中のもの

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

対象	岐阜市の土地
監査実施年度	令和3年度
包括外部監査人	竹中 雅史
提出日(最新提出日)	令和5年3月31日
監査委員公表日	令和5年8月3日

令和4年末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
136	21	36	193

指摘及び意見	種別	措置状況(令和4年度末)	結果欄	部	課	本編頁
<使用方法や使用制限の公表> 個別の施設案内のページにおいても、抽選会に関する記載等の使用方法や使用制限等に関する事項を公表することが望ましい。	意見	現在、公共施設予約システムの更新について協議をしており、そのなかで併せて検討を行っている。	△	ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課	128
<優先貸付団体の定めと公表> 優先貸付団体の名称及び優先態様について、規則で定めて公表すべきである。	指摘	活動内容が様々であり、また判断が困難な優先態様もあることから、規則により一律に定めることは困難と判断し、HP上に年度間調整について詳細な説明を追記し、市民へ周知した。その他の疑問等については、個別に対応している。	×	ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課	128
<優先貸付団体の利用枠> 実際に優先貸付団体に割り当てた利用枠を市のホームページで公表するとともに、優先貸付団体が利用枠を利用しなくなった場合には、速やかにこれを開放するルールを設けることが望ましい。	意見	優先貸付団体に限らず、利用団体が当該利用枠を利用しなくなった場合には、公共施設管理システムの予約を速やかに取り消し、予約可能となるようなルールで運用している。	○	都市建設部	公園整備課	128
<優先貸付団体の利用枠> 実際に優先貸付団体に割り当てた利用枠を市のホームページで公表するとともに、優先貸付団体が利用枠を利用しなくなった場合には、速やかにこれを開放するルールを設けることが望ましい。	意見	市のHPでの公表については、活動内容が様々で判断が困難な優先態様もあり、特定の利用団体の公表は適切ではないと判断した。また、優先団体に限らず、利用団体が当該予約枠を利用しなくなった場合は、指定管理者が利用団体へ個別に確認を行っており利用しない場合は、その都度速やかに開放するよう指導している。	×	ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課	128
<無料スポーツ施設の予約方法> 無料スポーツ施設についても、有料スポーツ施設と同様に公共施設予約システムでの予約とすることが望ましい。	意見	公共施設予約システムへの追加にはシステム改修が必要となり、費用を要するため、引き続き、費用対効果等から総合的に判断する。	△	ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課	129
<無料スポーツ施設の有料化> 無料スポーツ施設については、受益者負担の原則からすれば、有料にすることが望ましい。	意見	引き続き、施設用地の取得目的や、無料施設として開放した経緯を調査し、有料化の可否について整理し判断する。	△	ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課	130
<子ども遊び場のあり方> 子ども遊び場と同じ目的を持つ街区公園等と同時並行的に、個々の子ども遊び場について、現在の利用状況、地域住民の認識や要望、地域住民の年齢構成等に基づく今後の利用見込み等を調査把握すべきである。その上で、施設として存続する必要性が認められるものについては、公園、広場、子ども遊び場のいずれかの施設として整備及び管理し、存続する必要性が認められないものについては、市の所有地は未利用地として管理し、市の所有でない土地は所有者に返還すべきである。遊具の撤去等の原状回復にかかる費用が一時的には必要となるが、適切な財産管理という責務を果たすため、地域住民のために有効な公の施設とするため、必要な費用である。自治会や子ども会等の地域団体が適切に管理をすることができるとすれば、管理を委託することも選択の一つである。また、公園と子ども遊び場は同じ地域に存在することが多い。遊具の点検等を一括で発注することによって管理コストの削減に繋がる。また、公園整備課が所管する公園管理事務所の現業職員等が公園と共に子ども遊び場の草刈、日常点検等を行うことにより、効率性、経済性も向上する。子ども遊び場の所管課を公園整備課とすることが望ましい。	指摘	まずは、子ども遊び場の存廃の整理や台帳の整理が必要と考えており、現在進行中。それらの整理にめどがついたのち、所管の変更など適切な管理方法について検討する。	△	子ども未来部	子ども支援課	135
<子ども遊び場のあり方> 遊具の点検等を一括で発注することによって管理コストの削減に繋がる。また、公園整備課が所管する公園管理事務所の現業職員等が公園と共に子ども遊び場の草刈、日常点検等を行うことにより、効率性、経済性も向上する。子ども遊び場の所管課を公園整備課とすることが望ましい。	意見	まずは、子ども遊び場の存廃の整理や台帳の整理が必要と考えており、現在進行中。それらの整理にめどがついたのち、点検等の一括発注など適切な管理方法について検討する。	△	子ども未来部	子ども支援課	135
<取得による未利用地の発生> 土地を取得した後未利用地となることのないよう、土地を取得する際に検討すべき事項、取得の目的や経緯等の記録方法、取得後の管理状況の記載方法を記載した事務要領を作成すべきである。	指摘	令和4年度は分筆する際の注意事項等を含め、公有財産の適正な管理全般についての全庁通知を行った。令和5年度に注意事項や要綱要領等のポイントを網羅した事務要領を作成していく。	△	行政部	管財課	146

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

(結果欄の記載方法)

対象	岐阜市の土地
監査実施年度	令和3年度
包括外部監査人	竹中 雅史
提出日(最新提出日)	令和5年3月31日
監査委員公表日	令和5年8月3日

○、△、×のいずれかを記入

○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの

△:検討中 検討中のもの

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

令和4年末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
136	21	36	193

指摘及び意見	種別	措置状況(令和4年度末)	結果欄	部	課	本編頁
<処分による未利用地の発生> 土地を処分した後未利用地が発生することのないよう、土地を処分する際に検討すべき事項、処分の目的や経緯等の記録方法、処分後の残地の管理状況の記載方法等を記載した事務要領を作成すべきである。	指摘	令和4年度は分筆する際の注意事項等を含め、公有財産の適正な管理全般についての全庁通知を行った。令和5年度に注意事項や要綱要領等のポイントを網羅した事務要領を作成していく。	△	行政部	管財課	147
<貸付けによる未利用地の発生> 土地を貸し付けた後に未利用地が発生することのないよう、土地を貸し付ける際に検討すべき事項、貸し付ける目的や経緯等の記録方法、貸し付け後の残地の管理状況の記載方法等を記載した事務要領を作成すべきである。	指摘	令和4年度は分筆する際の注意事項等を含め、公有財産の適正な管理全般についての全庁通知を行った。令和5年度に注意事項や要綱要領等のポイントを網羅した事務要領を作成していく。	△	行政部	管財課	148
<分筆による未利用地の発生> 土地を分筆した後未利用地が発生することのないよう、土地を分筆する際に検討すべき事項、分筆した目的や経緯等の記録方法、分筆後の残地の管理状況の記載方法等を記載した事務要領を作成すべきである。	指摘	令和4年度は分筆する際の注意事項等を含め、公有財産の適正な管理全般についての全庁通知を行った。令和5年度に注意事項や要綱要領等のポイントを網羅した事務要領を作成していく。	△	行政部	管財課	149
<随意契約による処分> 普通財産売却取扱要綱において、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用して普通財産を随意契約により譲渡することができる場合を、同号の趣旨に適合する範囲内において、より幅広く定めることが望ましい。例えば、浜松市の「普通財産の随意契約による譲渡に関する要領」では14項目が、川崎市の「普通財産の随意契約による譲渡及び貸付けに関する要領」では10項目が定められている。	意見	普通財産を随意契約により譲渡することができる場合を拡大するべく、普通財産売却事務取扱要綱の改正案の検討を行った。(令和5年度上半期に施行予定)	△	行政部	管財課	152
<未利用地の活用> 売却が困難な未利用地について、近隣住民の意見を聞き、公園、広場、緑地、駐車場とする等、売却以外の方法での利活用をすることが望ましい。	意見	近隣住民の意見及び庁内の意見を聴取し、緑地・駐車場等の活用を検討している。	△	行政部	管財課	154
<未利用地に対する基本方針> 未利用地や低利用地に対する、管理・運用・処分の基本原則や利活用に向けた具体的な計画、取組等を記載した未利用地等の利活用に関する基本方針を定めるべきである。例えば、西宮市、平塚市、日高市等が未利用地等の利活用に関する基本方針を定めている。	指摘	中核市等の他都市について未利用地に関する計画の有無及び内容の調査研究を行い、引き続き基本方針の策定の検討を進めている。なお、これに関連して未利用地の処分を推進するため、普通財産売却事務取扱要綱の改正案の検討を行った。(令和5年度上半期に施行予定)	△	行政部	管財課	158
<市有財産に対する基本方針> 未利用地や低利用地に留まらず、市有財産の取得・管理・運用・処分の基本原則や市有財産の有効活用に向けた具体的な計画、取組等を記載した市有財産の有効活用に関する基本方針を定めることが望ましい。例えば、岡崎市が令和3年3月に市有財産の有効活用に関する基本方針を定めている。	意見	未利用地に係る指摘事項に関連するため、合わせて対応することとした。令和4年度は分筆する際の注意事項等を含め、公有財産の適正な管理全般についての全庁通知を行った。令和5年度に注意事項や要綱要領等のポイントを網羅した事務要領を作成していく。	△	行政部	管財課	158
<市有財産に対する基本方針> 未利用地や低利用地に留まらず、市有財産の取得・管理・運用・処分の基本原則や市有財産の有効活用に向けた具体的な計画、取組等を記載した市有財産の有効活用に関する基本方針を定めることが望ましい。例えば、岡崎市が令和3年3月に市有財産の有効活用に関する基本方針を定めている。	意見	管財課が事務要領を作成する際には、公共施設等マネジメントの観点から、管財課に助言・提案する。	△	財政部	行財政改革課	158